

資金不足比率

【各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合】

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【28年度状況】

下水道事業特別会計(法非適用企業)

指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
平成28年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率			— (比率≤0の場合、—)

地方卸売市場事業特別会計(法非適用企業)

指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
平成28年度決算に基づく地方卸売市場特別会計の資金不足比率			— (比率≤0の場合、—)

病院事業会計(法適用企業)

指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
平成28年度決算に基づく病院事業会計の資金不足比率			— (比率≤0の場合、—)

【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する、各公営企業会計における資金不足額を各公営企業の事業規模で除した比率で、この比率が高ければ、各会計の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることとなり、公営企業としての経営状況に問題があることになります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、病院事業会計の3会計ですが、これらの会計の28年度決算につきましては、すべて剰余金（黒字）が発生している状況にありますので、資金不足比率の表記につきましては、一般会計等における実質赤字比率と同様に資金不足額がないことを示す「—」表記となっています。

なお、各公営企業会計における資金の剰余額（黒字額）の状況をご覧いただくため、各会計の剰余額を分子として事業規模と比較したものを資金不足比率の算定結果として、下段の枠内にマイナス%で表示しています。

【資金不足比率の算定結果】

下水道事業特別会計	231,805 千円	÷	5,497,925 千円	=	△ 4.21 %	(前年度比率) (△4.65%)
地方卸売市場事業特別会計	13,756 千円	÷	104,241 千円	=	△ 13.19 %	(△10.95%)
病院事業会計	2,223,184 千円	÷	564,909 千円	=	△ 393.54 %	(△201.72%)

※各公営企業会計で資金の剰余額が生じているため、算定比率はマイナス表示としています。